

重要事項説明書

(医療保険)

1. サービスの目的

株式会社 Loving Look(以下「本事業者」という)が開設することも訪問看護ステーション じん おかざき(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者・その家族の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

2. サービスの担当者

訪問看護は看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の免許を有する専門家が担当します。

3. 訪問看護サービスの概要

1) 訪問看護

事業所名	こども訪問看護ステーションじん おかざき
所在地	愛知県岡崎市大西町棚田 36 ヤマカワビル 3F-B
指定通知番号	219,023.9
通常のサービス提供地域	岡崎市、幸田町、安城市、西尾市

* 地域以外でもご希望の方はご相談ください。

2) 当事業所の特徴(運営方針)

- ① 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養・療育を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。
- ② 指定訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活の充実に資するようにするとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図る。
- ④ 事業所は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3) スタッフの体制

訪問看護ステーションに勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりです。

①管理者:看護師 1名

管理者は所属スタッフを指導監督し関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、緊急時の対応をする等適切な事業の運営が行われるように統括します。

②訪問看護スタッフ

看護師3名以上、リハビリスタッフ 1 名以上、看護助手(必要に応じて配置)

訪問看護スタッフは訪問看護計画書及び報告書を作成し在宅における訪問看護を担当します。

③事務スタッフ

4) 営業日 月曜日から金曜日(祝日は営業、ただし年末年始は除きます。)

営業時間 午前8時 45 分から午後5時 30 分まで

5) 訪問看護の内容は次のとおりとします。

- 病状の観察・健康状態のアセスメント
 - 日常生活の支援
(活動、栄養・食事、排泄、身体の清潔)
 - 医療機器や器具使用者のケア
(様々な留置カテーテル管理、吸引、経管栄養法管理、気管カニューレ・人工呼吸器使用上の管理等)
 - 薬の相談・指導
 - その他主治医の指示に基づく医療処置
 - 在宅でのリハビリテーション
 - 発達過程・障がいに応じた看護、生活リズムの調整
 - 家族等介護者の相談・支援
 - 社会資源(福祉サービス、介護用品等)の活用支援
 - 療育・教育機関との連携
- など

4. 訪問看護の提供方法

訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示及び利用者様の希望に基づき提供されます。訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合には、看護職員の代わりに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がサービスを提供します。

1)訪問看護計画

①事業所は、主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。また、「訪問看護計画」の内容について利用者に説明します。

②事業所は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

2)主治医との関係

①事業所は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

②事業所は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

3)サービス提供の記録等

①事業所は、サービスを提供した際には、予め定めた「訪問看護・リハ記録」等で利用者に確認を受けることとします。

②事業所は、「訪問看護・リハ記録書」等の記録をサービス終了日より5年間は、これを適正に保存します。

③利用者本人から開示の求めがあった場合は、業務の支障がない時間に閲覧・謄写に応じ、実費負担により、写しを交付致します。

4)サービスの中止

天災等の事業所の責めに帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合、事業所は利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

5)その他

①サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

ア. 訪問日時の変更などがありましたら、早めに下記連絡先までご連絡ください。

営業時間内(午前8時45分から午後5時30分まで) TEL 0564-58-2525

イ. 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねます。

ウ. 利用者の家族等に対するサービスの提供はいたしません。

エ. 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

②車両使用し訪問させていただきますので駐車場をお借りいたします。ご自宅に駐車場がない場合は、近隣で駐車場の確保をお願いいたします。

③サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は、無償で使用させていただくことをご承諾ください。

5. 訪問看護の利用料金

1)利用料

診療報酬に基づき、診療報酬告示上の額に、負担割合を乗じた金額となります。(別紙参照)

健康保険証の負担割合、公費により自己負担額は異なります。健康保険証等は、契約時及び変更時には複写し、月が替わる毎に確認させていただきます。また、毎月、内訳書を発行しますので利用料の確認をお願いいたします。

2) その他、料金に関わる特記事項

① 交通費

3の1)の通常のサービスの実施区域内は無料です。それ以外の地域は交通費をご負担いただくことがあります。

② キャンセル料

利用者の都合でサービスの利用を中止する場合に、下記のキャンセル料金(実費)をいただく場合があります。

連絡先：上記4.訪問看護の提供方法の5)その他①-アの連絡先をご参照ください。

キャンセル料：

2日前キャンセル	500 円
前日キャンセル	1,000 円
当日キャンセル	3,000 円

ただし、利用者の急な体調不良など、やむをえない事情がある場合にはキャンセル料は不要ですが、キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

※実費が発生した場合は、翌月に現金でお支払いいただきます。

※内訳書、領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

6. 事故が発生した場合の対応

- ① 居宅サービス提供時に利用者に事故が発生した場合には、速やかに適切な対応を行い、ご家族の方への連絡及び市町村へ報告致します。
- ② サービス提供中に利用者の容態・病状等の変化、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。
- ③ サービス提供に際し利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を賠償します。但し、利用者側に重大な過失がある場合は協議の上、損害賠償額を減額又は免責できるものとします。

7. 守秘義務等

- ① 事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- ② 事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ③ 前項の規定に関わらず、利用者に係る他の事業者等と連携を図るなど正当な理由がある場合、利用者や家族の同意を文書により得た上で、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

8. サービス内容に関する苦情

- ① 利用者に提供したサービスに関するご相談や苦情があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

こども訪問看護ステーションじん おかざき 担当：管理者

TEL 0564-58-2525 FAX 0564-58-2526

- ② 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

愛知県国保連合会 介護福祉課内 苦情相談室 連絡先 052-971-4165

岡崎市役所福祉部 介護保険課 連絡先 0564-23-6682

幸田町役場健康福祉部福祉課福祉グループ 連絡先 0564-63-5112

安城市福祉部高齢福祉課介護保険係 連絡先 0566-71-2290

西尾市役所長寿課 連絡先 0563-56-2111

- ③ 事業所は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

9. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止などの為に必要な体制(防止・予防・発見した場合の関係機関への

通報等)の整備を行うと共に、サービス従事者に対して研修を実施する等の措置を講じます。

10. 身体拘束防止に関する事項

事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。また身体拘束防止のため、必要な体制整備を行うと共に、サービス従事者に対して研修を実施する等の措置を講じます。

11.感染症対策の強化

事業者は、当法人の感染対策委員会に属し、おおむね6か月に1回以上の委員会開催された結果について周知し、感染症の予防及び蔓延防止の為に指針を整備し、研修及び、訓練を定期的に実施します。

令和 年 月 日

上記のとおり重要事項を説明し、文書を交付いたしました。

事業者 本 社 所 在 地 〒444-0873 愛知県岡崎市竜美台 2 丁目 1 番地 12
名 称 株式会社 Loving Look
事業所所在地 〒444-0811 愛知県岡崎市大西町棚田 36 ヤマカワビル 3F-B
事 業 所 名 こども訪問看護ステーションじん おかざき 印
電話 0564-58-2525 FAX 0564-58-2526

説明者 印

上記のとおり重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意し、文書の交付を受けました。

利用者 住所
氏名 印

代理人 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり上記署名を行いました。

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

利用者との続柄
署名代理の理由

令和 年 月 日

重要事項説明書
こども訪問看護ステーション じん おかざき

利用者：様